調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
使用済自動車（装輪車両）の処分役務		ＧＶ－Ｚ００１０１５	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和８年３月５日
		変　更	
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車の処分役務について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

処分自動車

不用の決定をした後，この契約の相手方に対し，当該自動車の全部を解体，プレス，せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて処分をする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ＡＳＲ（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり，自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し，合理的な解体などを行うことによって，解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって，自動車メーカーなどは，預託金から全部再資源化事業者にその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者，プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり，同項の規定に

基づき，自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し，経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第１６条第４項に規定する解体自動車全部利用者をいい，コンソーシアムに所属し，売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者であり，コンソーシアムに所属し，合理的な解体等を行うことによって，解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用できる状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) **法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成１４年経済産業省・環境省令第７号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2 処分役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方は，自動車リサイクル法第４２条第１項に規定する引取業者の資格，同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格，同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格を有し，かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって，入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり，コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は，過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において，解体証明書，破砕証明書，その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。

c) 契約の相手方は，自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり，入札開始前までに公告日か

ら最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し，官側の確認を受けた者でなければならない。

d) 契約の相手方は，処分自動車を引取った後，フロン類及び指定回収物品を回収し，処分自動車の全部を解体，プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり，当該自動車の輸送を除き，解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について，下請負させることなく契約相手方において実施する。

e) 契約の相手方は，エンジン，ドア，タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いを有する積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても，再利用不可能なように破砕及び圧縮などの処理を行うほか，部品の如何を問わず市場に流出してはならない。また，電線などの銅製品を取り外し，鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお，このために必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

f) 契約の相手方は，処分自動車を解体する作業において，**表**1に示す作業前，作業中及び作業後の写真を撮影するとともに，処分自動車の引渡しから３か月以内に作業前，作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破砕及び圧縮するところまでを途切れなく１つの動画で撮影する。

なお，動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし，記録したデータは，５年以上は保管するとともに必要に応じて神川の指示によって提出する。この際，提出する写真及び動画は，ＰＤＦデータ，ＤＶＤなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし，官側と調整をする。

g) 官側は，d)～f)項の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし，契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合，これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，処分自動車の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，処分自動車の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 処分自動車の引渡しの際に必要な機材，作業者などは，契約の相手方が用意する。

c) 契約の相手方は，処分自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

d) 搬出・搬入は，官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，処分自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車としての適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，処分自動車について，2.1 に示す作業を実施して，鉄鋼の原料として利用し，エンジン，ドアなど部品の如何を問わず市場に流出してはならない。当該部品が一般市場に流通した馬場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 処分自動車の処理要領

処分自動車の処理要領は，次による。

a) 契約の相手方は，処分自動車の引渡しを受けた日から３か月以内に，2.1に示す処理を実施する。

b) 契約の相手方は，解体自動車全部利用者への引渡しの完了後，**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。

c) 契約の相手方は，処分自動車の個体識別・管理を確実に実施し，解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める，監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，処分自動車の処理の作業において支援を必要とする場合には，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 処分のため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

処分自動車の作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 処分に関する保全

処分に関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，処分後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，処分の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

c) コンソーシアム内で生じた問題，紛争などについては，契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第４２条第１項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去３年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	**図**1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図**8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図**2による。
7	作業前，作業中及び作業後の写真			売払い自動車の引渡しから３か月以内	**図**3によるほか自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の３点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この件契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報			検査実施前までに	自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
１０	検収書の写し			売払い自動車の引渡しから３か月以内	解体自動車全部利用者よって発行されたスクラップの質量を示す証書

注a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した処分自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破砕及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年　　月　　日

株式会社　○○

代表者名　　（自　　署）

図1－誓約書の様式

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の役務処分
搬出場所：〇〇駐屯地

1　解体作業場所

2　引取り日（搬出日）

3　解体受け車種、車台番号及び両数

4　解体作業内容

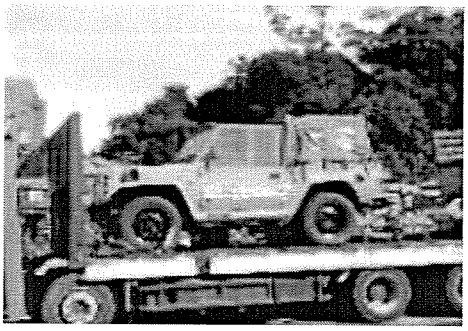
5　破砕作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1　作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認できる状態

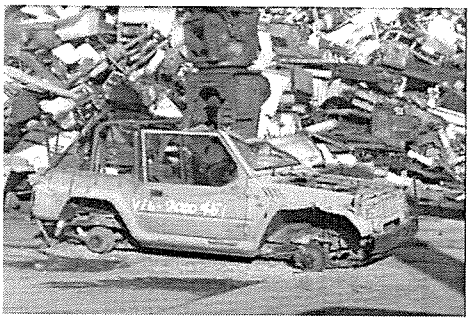




2　作業中（重機等での解体中）

車体に記載されている車台番号が視認できる状態





3　作業後（スクラップ後）



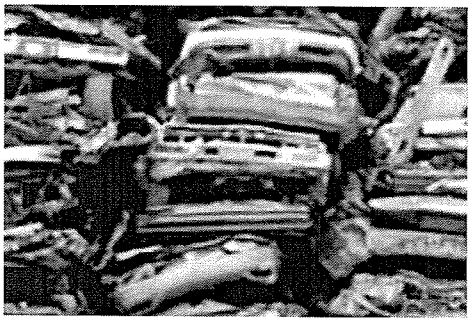


図3－作業前，作業中及び作業後の写真（一例）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部隊	青森駐屯地業務隊
	作成年月日	令和８年１０月８日
品名	使用済自動車（装輪車両）の処分役務	
仕様書番号		

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

1　車両及びの引渡しなどに関する事項

a)　車両の引き取り、保管、整備、使用等に関して発生する一切の費用は、契約の相手方の負担とする。

b)　車両の引き取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故が発生した場合は、すべて契約の相手方の責任とする。

c)　車両は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は車両に対して一切の責任を負わない。また、契約の相手方は当該車両に不具合、隠れた瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

d)　車両の引き取りに際しては、必ず官側立会のもとで行うものとする。

2　提出書類に関する事項

a)　番号４、５、６、７青森駐屯地業務隊

b)　番号１、２、３、８、９、１０分任契約担当官